

令和 8 年度 実施設計書

建設工事名 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

路線河川名	建設工事箇所	藤枝市 原 地内
-------	--------	----------

建設工事金額

工 期 令和 9 年 3 月 2 6 日限り 週休 2 日推進工事補正 (週単位 (完全週休 2 日))

建設工事概要

ウレタン舗装切削オーバーレイ工

1930 m2

レーンライン塗装工

4470 m

グラウンド・コート競技施設工

1 式

歩掛・単価適用年度 令和 8年 6月 基本単価 令和 8年 6月 地区コード 220 地区

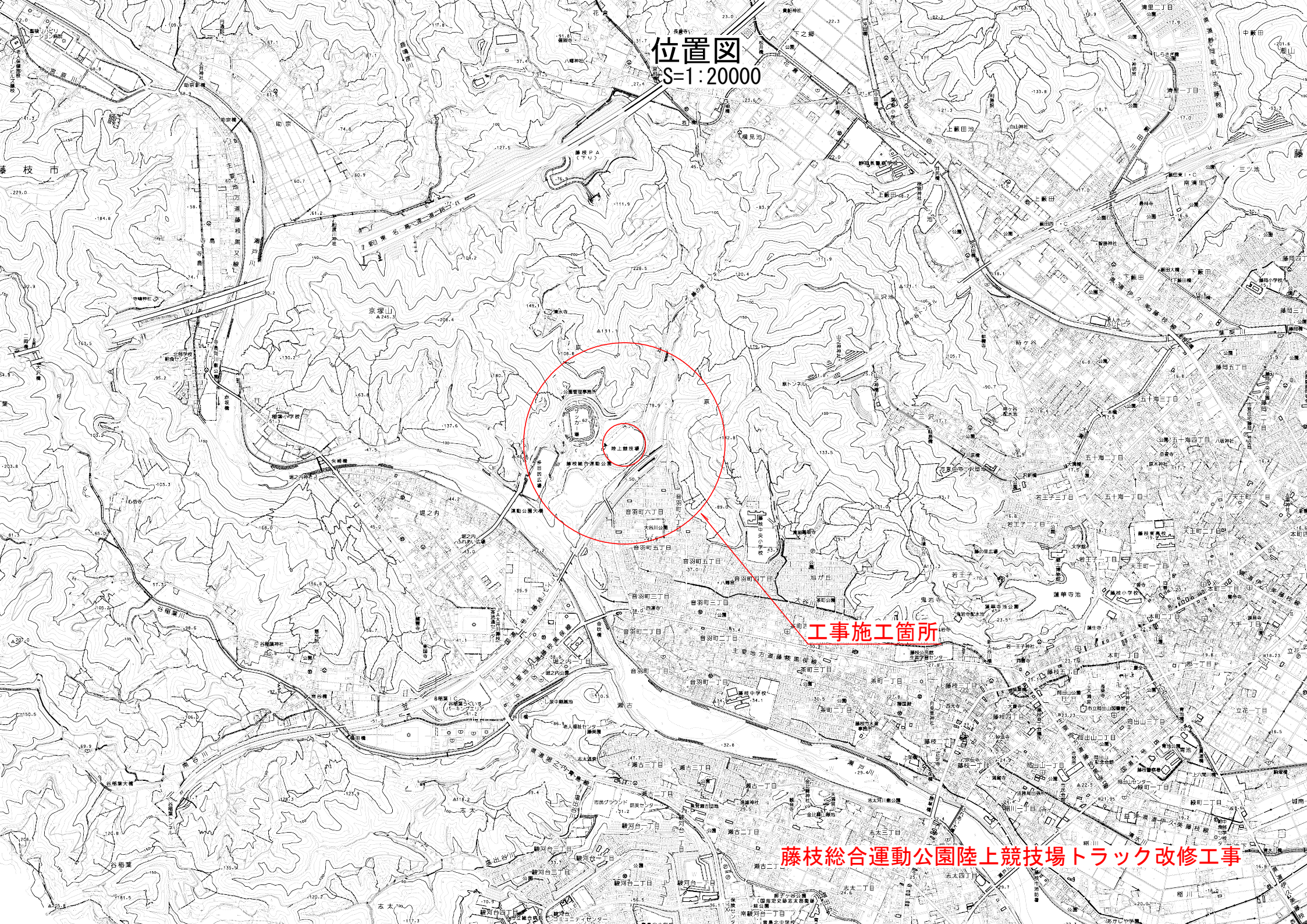
起 終 点 指 定



内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

位置図

S=1:20000



工事施工箇所

藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
- ウレタン舗装切削オーバーレイ工	m ²	1,930			コメント行
- レーンライン塗装工	m	4,470			コメント行
- グラウンド・コート競技施設工	式	1			コメント行
- グラウンド・コート整備	式	1			
-- グラウンド・コート舗装工	式	1			
--- グラウンド・コート用舗装工	式	1			
---- ウレタン舗装切削工 t=2mm 見積	m ²	1,930			M0001 第 1号表
---- ウレタン舗装オーバーレイ工 t=3mm(上塗り層t=2mm エンボス層t=1mm トップコート) 見積	m ²	1,930			

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
---- ウレタン切削クズ（廃プラスチック）運搬・処理（2tダンプトラック） （株）リサイクルクリーン 岡部工場 藤枝市岡部町宮島字ヒモノ沢963 1,932.9m ² ×0.002m=3.8658m ³	式	1			M0018 第 2号表
--- グラウンド・コート縁石工	式	1			
---- トラック内圍縁石確認・調整工 見積	m	398			M0003 第 3号表
-- グラウンド・コート施設整備工	式	1			
--- グラウンド・コート競技施設工	式	1			
---- 砲丸落下域整備工 敷きならしおよび不陸整正、補助土工、耕運混合、締固め 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版	m ²	153			M0002 第 4号表
---- 円盤・ハンマー投げ兼用サークル整備工 見積	箇所	1			M0006 第 5号表
---- 砲丸投げサークル整備工 見積	箇所	1			M0007 第 6号表
---- 砲丸落下域ライン張替工 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版	m	34			M0008 第 7号表

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
---- 踏切板ボックス整備工 走り幅跳び、三段跳び踏切板 見積	箇所	12			第 8号表 M0009
---- 棒高跳びボックス整備工 見積	箇所	2			第 9号表 M0010
---- 砂場砂補充工 Bゾーン側 8.0m×5.5m 見積	箇所	1			第 10号表 M0011
---- 砂場整地工 Aゾーン側 8.0m×5.5m 見積	箇所	1			第 11号表 M0012
---- 三段跳助走路段差修正工 1.27m×1.00m 平均t=5mm ウレタン材による段差修正 見積	箇所	1			第 12号表 M0020
--- スポーツポイント工	式	1			
---- 礎石・中心石確認工 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版	箇所	3			第 13号表 M0013
---- 角石・標石確認工 各箇所間の距離・角度確認 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版	箇所	16			第 14号表 M0014
---- 標識タイル設置工 SUS製 新設 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版	箇所	4			第 15号表 M0015

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
----- 標識タイル撤去・設置工 SUS製 撤去後新設 見積	箇所	4			M0022 第 16号表
----- 標識タイル撤去・移設工 SUS製 撤去後移設 見積	箇所	112			M0023 第 17号表
----- 150mスタートマーキング新設工 SUS製皿ネジ埋込み 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版	箇所	16			M0016 第 18号表
----- レーンライン塗装工 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版 400m・9レーンの総延長を50000mとして算出	m	4,470			M0004 第 19号表
----- レーンマーキング塗装消去工 見積	m ²	1.7			M0024 第 20号表
----- レーンマーキング塗装工 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版 9レーンを8レーンに換算	式	1			M0005 第 21号表
----- 300mH標識撤去工 皿ねじ撤去、充填、トップコート塗布 見積	箇所	66			M0025 第 22号表
直接工事費計					
工種区分 No. 9 公園工事					

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費 (地域補正しない)	式	1			
共通仮設費計					
純工事費計					
現場管理費 (地域補正しない)	式	1			
工事原価計					
一般管理費等 (金銭的保証を必要とする)	式	1			
工事価格計					
消費税相当額	式	1			
請負工事費					

M O O O 1		ウレタン舗装切削工 t=2mm 見積				第 1号表
金	円	100 m2 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員		人				
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
乾式ウレタン切削機損料 W=650mm 33kw級 (集積機付属) 見積		日				
スーパー損料 W=1524mm 18.3kw級 見積		日				
軽油 パトロール給油		L	44			
諸雑費		式	1			
計						

MOOO1					
第 1号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
単価	m2				

MOO18		ウレタン切削クズ(廃プラスチック) 運搬・処理 (2tダンプトラック) (株)リサイクルクリーン 岡部工場 藤枝市岡部町宮島字ヒモノ沢963 1,932.9m ² ×0.002m=3.8658m ³				第 2号表
金	円	1 式 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
トラック運搬 4 t 積込・場内小運搬を含む 見積		台	1			
廃材処分費		m ³	4			
計						

MO003		トラック内圍縁石確認・調整工 見積				第 3号表
金	円	100 m 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				距離確認・調整
特殊作業員		人				距離確認・調整
普通作業員		人				距離確認・調整・塗装
塗装工		人				塗装
材料費 DP3 塗装、ウレタン系塗料、白 見積		k g	9			塗装 1
諸雑費		%				
計						
単価		m				

M O O O 2					
砲丸落下域整備工 敷きならしおよび不陸整正、補助土工、耕運混合、締固め 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版					
第 4号表					
金 円 100 m2 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
補充材 粒度調整緑色スクリーニングス t=10mm 見積	m3	1			
表面処理材 スポーツ用バインダー 1.2kg/m2 見積	kg	120			
トラクタ〔ホイール式〕 機械質量1t級	時、日				換算損料（損料表13欄）
振動ローラ（舗装用）〔ハンドガイド式〕 運転質量0.5-0.6t	時、日				換算損料（損料表13欄）
諸雑費	式	1			

MO002					
第 4号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
計					
単価	m2				

MOOO6					
円盤・ハンマー投げ兼用サークル整備工 見積					
第 5号表					
金 円 1箇所当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘 要
普通作業員	人				サークル内清掃 コンクリート面 排水目皿 1
塗装工	人				サークル枠塗装 ケレン OP塗装 1
諸雑費	%				
計					

MO O O 7					
砲丸投げサークル整備工 見積					
第 6号表					
金 円 1箇所当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				サークル内清掃 コンクリート面、排水目皿 1
塗装工	人				サークル内塗装 ケレン, OP 塗装 養生等の副資材含む 1
諸雑費	%				
計					

MO008					
砲丸落下域ライン張替工 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版					
第 7号表					
金 円 100 m 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				設置費
普通作業員	人				設置費
新規ラインテープ W=50mm グラスファイバー入りライン 釘共 見積	m	100			
諸雑費	式	1			
計					
単価	m				

M O O O 9		踏切板ボックス整備工 走り幅跳び、三段跳び踏切板 見積		第 8号表		
金	円	10 箇所 当り				
積 算 項 目		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				作業費
普通作業員		人				作業費
諸雑費		式	1			
計						
単価		箇所				

MOO10					
棒高跳びボックス整備工 見積					
第 9号表					
金 円 10箇所当り					
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
諸雑費	式	1			
計					
単価	箇所				

MOO11		砂場砂補充工 Bゾーン側 8.0m×5.55m 見積		第 10号表		
金	円	1箇所当り				
積算項目		単位	数量	単価	金額	摘要
洗砂 細目 2t車 見積		台	1			
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
計						

MOO12		砂場整地工 Aゾーン側 8.0m×5.55m 見積		第 11号表		
金	円	1箇所当り				
積算項目		単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				
諸雑費						
計		式	1			

MOO20		三段跳助走路段差修正工 1.27m×1.00m 平均t=5mm ウレタン材による段差修正 見積				第 12号表
金	円	1 箇所 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
材料費 耐久層ウレタン材・エンボス層ウレタン材・トップコート材 見積		式	1			
諸雑費		式				
計						

MOO13		礎石・中心石確認工		第 13号表	
金 円		10 箇所 当り		屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
諸雑費		式	1		
計					
単価		箇所			

MOO14		角石・標石確認工 各箇所間の距離・角度確認 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版				第 14号表
金	円	10 箇所 当り				
積 算 項 目		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
諸雑費		式	1			
計						
単価		箇所				

MOO15		標識タイル設置工 SUS製 新設 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版				第 15号表
金	円	10 箇所 当り				
積 算 項 目		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
標識タイル SUS製 35mm×35mm 見積		枚	10			
諸雑費		式	1			
計						
単価		箇所				

MOO22 金 円 10 箇所 当り 標識タイル撤去・設置工 SUS製 撤去後新設 見積 第 16号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
副資材 重点ウレタン材等	式	1			
標識タイル SUS製 35mm×35mm 赤塗 見積	枚	10			
諸雑費	式	1			
計					
単価	箇所				

MOO23 標識タイル撤去・移設工 SUS製 撤去後移設 見積 第 17号表					
金	円	10 箇所 当り			
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
副資材 重点ウレタン材等	式	1			
諸雑費	式	1			
計					
単価	箇所				

MOO16		150mスタートマーキング新設工 SUS製皿ネジ埋込み 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版				第 18号表
金	円	10 箇所 当り				
積 算 項 目		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
皿ネジ SUS製 頭4から5mm 見積		個	10			
土木一般世話役		人				測量・位置確認
特殊作業員		人				マーキング設置
諸雑費		式	1			
計						
単価		箇所				

MOO O 4					
レーンライン塗装工 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版 400m・9レーンの総延長を50000mとして算出					
第 19号表					
金 円 100 m 当り					
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
材料費 アクリルウレタン系塗料、白（無変色塗料）100×0.05×0.5 見積	kg	2.5			
諸雑費	式	1			
計					
単価	m				

MOO24 レンマーキング塗装消去工					
第 20号表					
見積					
金 円 1 m2 当り					
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
ウレタントップコート材 見積	kg	3			
諸雑費	%				
計					

MO005					
レーンマーキング塗装工 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引 令和3年改訂版 9レーンを8レーンに換算					
第 21号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
材料費 アクリルウレタン系樹脂塗料 各色 見積	式	1			
諸雑費	式	1			
計					

M O O 2 5		300mmH標識撤去工 皿ねじ撤去、充填、トップコート塗布 見積		第 22号表		
金	円	10 箇所 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
計						
単価		箇所				

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： ウレタン舗装切削工

規格： t = 2 m m

見積

摘要：

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	4	
土木一般世話役	人	1.5	
普通作業員	人	2.5	
乾式ウレタン切削機損料 W=650mm 33kw級（集積機付属） 見積	日	1	
スーパー損料 W=1524mm 18.3kw級 見積	日	1	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： ウレタン舗装切削工

規格： t = 2 m m

見積

摘要：

100 m² 当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
軽油 パトロール給油	L	44	
諸雑費	式	1	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： トラック内圈縁石確認・調整工

規格： 見積

摘要：

100 m 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役	人	0.5	距離確認・調整
特殊作業員	人	1.5	距離確認・調整
普通作業員	人	2	距離確認・調整・塗装
塗装工	人	2	塗装
材料費 DP3 塗装、ウレタン系塗料、白 見積	kg	9	塗装

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： トラック内圈縁石確認・調整工

規格： 見積

摘要：

100 m 当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
諸雑費	%	10	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 円盤・ハンマー投げ兼用サークル整備工

規格： 見積

摘要：

1箇所当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	摘 要
普通作業員	人	0.2	サークル内清掃 コンクリート面 排水目皿
塗装工	人	0.8	サークル枠塗装 ケレン OP塗装
諸雑費	%	5	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 砲丸投げサークル整備工

規格： 見積

摘要：

1箇所当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	摘 要
普通作業員	人	0.18	サークル内清掃 コンクリート面、排水目皿
塗装工	人	0.72	サークル内塗装 ケレン、OP塗装 養生等の副資材含む
諸雑費	%	5	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 踏切板ボックス整備工

規格： 走り幅跳び、三段跳び踏切板
見積

摘要：

10箇所当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役	人	0.35	作業費
普通作業員	人	2.6	作業費
諸雑費	式	1	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 棒高跳びボックス整備工

規格： 見積

摘要：

10箇所当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役	人	0.6	
普通作業員	人	3.3	
諸雑費	式	1	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 砂場砂補充工

規格： Bゾーン側 8.0m×5.55m

見積

摘要：

1箇所当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
洗砂 細目 2t車 見積	台	1	
普通作業員	人	1	
諸雑費	式	1	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 砂場整地工

規格： Aゾーン側 8.0m×5.55m

見積

摘要：

1箇所当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	0.5	
諸雑費	式	1	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 三段跳助走路段差修正工

規格： 1. 2 7 m × 1. 0 0 m 平均 t = 5 m m ウレタン材による段差修正

見積

摘要：

1 箇所 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役	人	0. 2 5	
特殊作業員	人	1. 2 7	
普通作業員	人	0. 3 8	
材料費 耐久層ウレタン材・エンボス層ウレタン材・トップコート材 見積	式	1	
諸雑費	式		

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 標識タイル撤去・設置工

規格： SUS製 撤去後新設

見積

摘要：

10 箇所当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役	人	0.3	
特殊作業員	人	0.8	
普通作業員	人	0.8	
副資材 重点ウレタン材等	式	1	
標識タイル SUS製 35mm×35mm 赤塗 見積	枚	10	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 標識タイル撤去・設置工

規格： S U S 製 撤去後新設

見積

摘要：

10 箇所当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
諸雑費	式	1	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 標識タイル撤去・移設工

規格： S U S 製 撤去後移設

見積

摘要：

10 箇所 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役	人	0.3	
特殊作業員	人	0.8	
普通作業員	人	0.8	
副資材 重点ウレタン材等	式	1	
諸雑費	式	1	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： レーンマーキング塗装消去工

規格：

見積

摘要：

1 m2 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役	人	0.2	
特殊作業員	人	1	
普通作業員	人	1.5	
ウレタントップコート材 見積	kg	3	
諸雑費	%		

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

建設工事箇所： 藤枝市 原 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 300mH標識撤去工

規格： 皿ねじ撤去、充填、トップコート塗布

見積

摘要：

10箇所当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役	人	0.05	
普通作業員	人	0.35	
諸雑費	式	1	

藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事
レーンライン 数量計算書

1 式 当り

名 称	摘 要	算 式	数 量	単位
レーンライン 実線	1レーン内	$80.0 \times 2 + 2 \times 37.873 \times 3.1416$	397.964	m
	2レーン内	$80.0 \times 2 + 2 \times (37.873 + 1.22) \times 3.1416$	405.629	m
	3レーン内	$80.0 \times 2 + 2 \times (37.873 + 1.22 \times 2) \times 3.1416$	413.295	m
	4レーン内	$80.0 \times 2 + 2 \times (37.873 + 1.22 \times 3) \times 3.1416$	420.960	m
	5レーン内	$80.0 \times 2 + 2 \times (37.873 + 1.22 \times 4) \times 3.1416$	428.626	m
	6レーン内	$80.0 \times 2 + 2 \times (37.873 + 1.22 \times 5) \times 3.1416$	436.291	m
	7レーン内	$80.0 \times 2 + 2 \times (37.873 + 1.22 \times 6) \times 3.1416$	443.957	m
	8レーン内	$80.0 \times 2 + 2 \times (37.873 + 1.22 \times 7) \times 3.1416$	451.622	m
	8レーン外	$80.0 \times 2 + 2 \times (37.873 + 1.22 \times 8) \times 3.1416 + (35.0 + 9.760 + 6.037)$	510.085	m
100m・110mHハードル 実線＋破線	1レーン内	0.4×23	9.200	m
	2レーン内	$3.000 + 0.4 \times 21$	11.400	m
	3レーン内	$4.540 + 0.4 \times 20$	12.540	m
	4レーン内	$6.600 + 0.4 \times 18$	13.800	m
	5レーン内	$9.000 + 0.4 \times 16$	15.400	m
	6レーン内	$11.564 + 0.4 \times 14$	17.164	m
	7レーン内	$15.000 + 0.4 \times 11$	19.400	m
	8レーン内	$19.071 + 0.4 \times 8$	22.271	m
レーンライン 計	トラック		4,029.60	m
メイン幅・三段跳助走路 実線		57.8×6	346.800	m
やり投助走路 実線	Aゾーン・Bゾーン	$(22.541 + 22.115) + (22.115 + 22.541)$	89.312	m
レーンライン 計	助走路		436.11	m
レーンライン 合計			4,465.71	m

[illegible][illegible][illegible]

藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事
マーキング 数量計算書

1式 当り

名 称	摘 要	算 式	数 量	単位
マーキング 緑	ブレイクライン	0.05×8.562	0.428	m ²
	400mR 入・出	$1.17 \times 0.45 / 2 \times 2 \times 3 \times 8$	12.636	m ²
	1600mR 待機	$0.05^2 \times 3.1416 \times 8 - 0.05 \times 0.1$	0.058	m ²
	1600mR スタートライン	$0.05 \times 1.17 \times 7$	0.410	m ²
	5000mグループスタート のブレイクポイント	0.05^2	0.003	m ²
緑 合計			13.53	m ²
マーキング 黄	400mH ハードル位置	$0.02 \times 0.05 \times 2 \times 10 \times 8$	0.160	m ²
	400mH ナンバー 150×100×t20	$0.0032 + 0.0062 + 0.0058 + 0.0065 + 0.0066$ $+ 0.0068 + 0.0044 + 0.0070 + 0.0068 + 0.0047$	0.058	m ²
	400mR ナンバー 275×150×t35	$(0.01 + 0.019 + 0.0178 + 0.0189 + 0.0213 + 0.0218$ $+ 0.0141 + 0.0236) \times 3$	0.440	m ²
	砂場	$0.05 \times 0.1 \times 2 \times 2 \times 2$	0.040	m ²
黄 合計			0.70	m ²
マーキング 黄緑				
	100mH ハードル位置	$0.02 \times 0.05 \times 2 \times 10 \times 8 - 0.02 \times 0.05 \times 7$	0.153	m ²
	100mH ナンバー 150×100×t20	$0.0032 + 0.0062 + 0.0058 + 0.0065 + 0.0066 + 0.0068 + 0.$ $0044 + 0.0070 + 0.0068 + 0.0047$	0.058	m ²
黄緑 合計			0.21	m ²

[illegible][illegible]

藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事
マーキング消去 数量計算書

1式 当り

名 称	摘 要	算 式	数 量	単位
マーキング 白	5000m 2段式スタートライン	0.05×5.123	0.256	m ²
	10000m 2段式スタートライン	0.05×5.123	0.256	m ²
	1600mR 入・出	$0.05 \times (0.14 \times 3 + 0.095 \times 2) \times 2 \times 4$	0.244	m ²
白 合計			0.76	m ²
マーキング 緑	ブレイクライン	0.05×8.562	0.428	m ²
	1600mR スタートライン	$0.05 \times 1.17 \times 4$	0.234	m ²
	5000mグルーブスタート のブレイクポイント	0.05^2	0.003	m ²
緑 合計			0.67	m ²
マーキング 青	800mスタートライン	$0.05 \times 1.17 \times 4$	0.234	m ²
青 合計			0.23	m ²
マーキング 黒	1600mR 入・出	$0.05^2 \times 2 \times 2 \times 4$	0.040	m ²
黒 合計			0.04	m ²
マーキング消去 合計			1.69	m ²

藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事

工事特記仕様書

1. 工事概要

1. 工事名称 藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事
2. 工事場所 静岡県藤枝市 原 地内
3. 施工期間 契約日・着手日 から 令和9年3月26日まで
※本工事は施設利用の都合上、着工日を令和8年12月7日以降とする。
4. 工事内容 ウレタン切削オーバーレイ工、トラック内圏縁石確認・調整工、砲丸落下域整備工、円盤・ハンマー投げ兼用サークル整備工、砲丸投サークル整備工、砲丸落下域ライン張替工、踏切板ボックス整備工、棒高跳びボックス整備工、砂場砂補充工、砂場整地工、三段跳び助走路段差修正工、礎石・中心石確認工、角石・標石確認工、標識タイル整備工、150mスタートマーキング新設工、レーンライン塗装工、レーンマーキング塗装消去工、レーンマーキング塗装工、300mH標識撤去工

2. 一般事項

1. 陸上競技場の規格

本陸上競技場は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」という）競技規則に基づく全天候舗装第4種公認陸上競技場であり、公式の陸上競技大会を開催し得るに十分な精度のある施設とする。（公認期限：令和9年3月4日）

2. 摘要図書

本工事の施工は、本特記仕様書の他、下記に示す図書による。

- (1) 工事請負契約書、設計図書、質疑応答書
- (2) 「陸上競技ルールブック」（公財）日本陸上競技連盟<2026年版>
- (3) 「屋外スポーツ施設の建設指針」（公財）日本スポーツ施設協会<令和5年改訂版>
- (4) 「屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引」（公財）日本スポーツ施設協会<令和3年改訂版>
- (5) その他、定めのないものについては監督員と協議のうえ、その指示によるものとする。

3. 公認検定

本陸上競技場は、日本陸連が定める公認陸上競技場の規定及び全天候舗装公認陸上競技場の細則に合致する第4種公認陸上競技場とする為、工事完成后、受注者は日本陸連による公認検定に立ち会う事。公認検定の結果、基準に合致しない場合は、受注者の責任において必要箇所を手直し、修正しなければならない。

なお、検定費用及び公認料は請負金額には含まない。

3. ウレタン施工特記事項

1. ウレタン舗装材

- (1) 本工事で使用するウレタン舗装材は、陸上競技ルールブック(2026) 陸上競技場公認に関する細則 第8条2-(6)に基づき、舗装材は既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。また、WA（国際陸上競技連盟）認証舗装材であり、国産品で日本陸連の第1種、2種、3種、4種公認陸上競技場に使用実績のある舗装材とする。
- (2) ウレタン舗装材及びウレタン物性については、下記「ウレタン性能規格表」の基準を満足するものであって、あらかじめ公的試験機関又はメーカーによる試験成績表を提出し、監督員の承認を得ることとする。また、耐候性については、屋外暴露試験による評価を原則とするが、期間的に不可能な場合は、促進試験をもって判定資料とする。

項目		規格	試験方法
物性	硬度	20℃ 60 (±3) 70℃ 20℃時の－10%以内	JIS K 6253、JIS-A 硬度計
	引張強さ	2.0Mpa 以上	JIS K 6251
	伸び	500% 以上	JIS K 6251
	引裂強さ	12N/mm 以上	JIS K 6252
	耐摩耗性	600mg 以下	JIS K 7204、テーパ [®] 摩耗試験機、CS-17 1kgf、1000 回
耐候性	屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、 退色等の劣化を殆ど生じない。	1 年間屋外南面に暴露又は過去に施工され た競技場の状況判断による
	促進試験		JIS K 1415 に規定する WS 型ウェザ [®] メーター 1000 時間
接着性	剥離試験 下地との接着力	20℃ 50N/25mm 以上 50℃ 15N/25mm 以上 またはアスコンの凝集破壊	JIS K 6854 90℃ 剥離強度 (下地アスコン舗装)
表面	すべり抵抗性	WET47 以上	WA（世界陸連）基準

(注) 物性……ウレタン上塗り層のシート物性を示す。

- (3) ウレタン材は、その容器に製造年月日・会社名・出荷証明・検査証明を表示しているものを使用し、監督員の立会を受けること。
- (4) レーンライン・マーキングの塗布には、無変色のアクリルウレタン系樹脂塗料を使用する。

2. ウレタン舗装切削オーバーレイ工

(1) ウレタン切削

- ①乗用型乾式切削機にて所定厚切削する。また細部はディスクグラインダーやベビーサンダー等も使用する。
- ②切削後ウレタン表面に付着した土砂、塵、オイルその他の異物はスカーパー等により除去する。

(2) 上塗り層

- ①上塗り層は、2液性ポリウレタン材をウレタンミキサーで混合し、レーキで凹凸が解消するように舗設する。
- ②上塗り層硬化後、再度平坦性を確認し、不陸がある場合には上塗り層と同一材で修正する。

(3) エンボス層

エンボス層は、2液性ポリウレタン材をウレタンミキサーにて混合し、上塗り層の上にスキージーで均一に塗布し、ローラーにて既設ウレタン舗装と同じエンボス形状に仕上げる。

(4) トップコート

- ①エンボス層の硬化確認後、エンボス層とトップコートの接着性を高める為、プライマーを当日の施工範囲に合わせて散布する。
- ②プライマー散布後、ツヤ消し効果及び耐候性を持ち、夏季の表面温度上昇を低減する遮熱トップコートをローラーで均一に塗布する。

3. 施工の管理基準（ウレタン切削オーバーレイ工）

(1) 切削厚

切削厚は、切削面に差し金をあて切削前との段差を測定する。各測点毎の誤差は－1 mm 以内とし、その平均値は $X=\pm 0$ 以上でなければならない。測点は500 m²当たり1箇所とする。（施工規模によっては監督員と協議の上決定すること）

(2) 上塗り層

上塗り層敷き均し直後にスケールにより厚さを確認する。測点は500 m²当たり1箇所とし、各測点とも誤差は－1 mm 以内とする。

4. 施工上の注意事項

(1) ウレタン舗装

- ①ウレタン舗設で使用する揮発性化学物質の保管及び取り扱いに当たっては、該当資格を有する作業責任者を配置し、十分注意を払うこと。
- ②ウレタン舗装施工に当たっては、材料が硬化する前に降雨が予想される場合には作業を中止すること。

5. 瑕疵担保期間

受注者のウレタン舗装に関する瑕疵担保期間は下記の通りとし、工事完了引渡し日から起算するものとする。

＊故意や過失が原因の場合や天災、地変、その他不可抗力による場合を除く、通常使用下において

- ①材料及び施工技術の不備に起因する、亀裂、剥離、膨れ、著しい退色、不陸について・・・5年
- ②表面仕上げの摩耗について（競技運営上、支障があると判断されるまで）・・・・4年
- ③レーンライン及び各競技施設のマーキング（競技運営上、支障があると判断されるまで）・・・・3年

但し、使用頻度の激しい部分の摩耗、亀裂等についてはこの限りではなく、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。なお、受注者は工事完了時にウレタン舗装に関する保証書を発注者に提出しなければならない。

以上

情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書

第1条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 （最新版）

（国土交通省）

- ・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編 （最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室）

第3条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第4条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

藤枝市週休２日工事（土木工事）特記仕様書

（目的）

第１条 本特記仕様書は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場における休日確保型工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することにより、週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境の改善を目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (3) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5% 以上の場合を 4 週 8 休以上とする。
- (4) 週休２日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 完全週休２日（土日） 対象期間のすべての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに代わる定休日を設定できるものとする。
- (6) 月単位の週休２日 対象期間の全ての月において、週休２日の状態をいう。
ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
- (7) 通期の週休２日 対象期間の現場閉所率が 28.5% 以上の状態をいう。

（費用の計上）

第３条 週休２日工事の費用計上は、対象期間中の現場の閉所状況に応じ、静岡県が定める「週休２日推進工事積算要領」の規定に準じ、補正係数を乗じて行うものとする。

（実施方法）

第４条 週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施

工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規程の現場閉所を行ったと認められない場合には、静岡県週休2日推進工事（土木工事）実施要領の規定に準じ、現場閉所率に応じた費用計上による減額変更契約を行うものとする。

（工期設定の条件）

第5条 設定された工期に見込まれている特記事項は、次のとおりとする。

- (1) 雨休率 休日と降雨降雪及び猛暑日数の年間の発生率をいう。この場合において、休日は、日曜日及び土曜日、祝日、年末年始休暇（6日）並びに夏季休暇（3日）とし、降雨降雪及び猛暑日数は地域ごとに算出が困難なため、「0.9」とする。

ただし、猛暑期間（6月～9月）外の工事については、猛暑日を考慮しない雨休率「0.8」とする。

- (2) 工事の性格 () 日
- (3) 地域の事情 () 日
- (4) 自然条件 () 日
- (5) その他 () 日

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、受注者が熱中症対策に資する現場管理費率の補正を希望する場合に、受発注者間協議により適用することができる。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
- (2) 工期 工事着手日から工事完了日前の受発注者間で協議した日までの期間をいう。ただし、当該機関に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 真夏日率 工事着手日から工事完了日までの期間（以下「工事期間」という）中の真夏日を工期で除した割合をいう。なお、真夏日率の算定は次の算定式によるものとする。

【算定式】真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。

- (4) 補正值 真夏日率に補正係数を乗じた値をいう。なお、補正值の算定は次の算定式によるものとする。

【算定式】補正值（％）＝真夏日率×補正係数

※補正係数は1.2とする。

※真夏日率及び補正值は、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点第2位止めとする。

(気温の計測方法等)

第3条 受注者は工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。なお、気温の計測方法は次のとおりとする。

- (1) 計測方法 工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上になる日を真夏日と見なす。なお、施工箇所が点在する工事へ適用する場合は、主工事の施工箇所の最寄りの地域気象観測所の気温を用いる。

ただし、森林工事においては工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温のみを適用することとする。また、これによりがたい場合は、あらかじめ監督員と協議の上、最寄りの気象庁の地域気象観測所、気象業務法（昭和27年法律第165号）に

基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法で得られた気温の計測結果を用いることもできる。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

- (2) 気温の補正方法 気温の補正は森林工事のみに適用するものとし、(1)で得られた気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件によりがたい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】補正後の気温(℃)＝気温(℃)－標高差(m)×0.6/100(m)

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差(m)＝工事現場の標高(m)－計測箇所の標高(m)」

(気温計の設置高さがわかる場合は、計測箇所の標高に加算すること)

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

(計測結果の報告方法)

第4条 計測結果の報告方法は次のとおりとする。

受注者は監督員と事前に協議した提出期日までに真夏日率及び補正值を算出し、真夏日率等算定表(第1号様式)を発注者に提出するものとする。

真夏日率等算定表

工事名：

受注者：

現場代理人：

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書に基づき、真夏日率等を下記の通り算出したので、提出します。

項目	細目	数量	単位	備考
工期：	工事着手日			
	計測完了日			
	工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等
	工期		日	①
真夏日（暑さ指数）：			日	② 算出根拠から自動出力
真夏日率：				=真夏日②÷工期①
補正值：			%	=真夏日率×1.2

※黄色ハッチ部を記入
※マニュアルを参照すること
※自動で出力される値は参考である。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第1条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第3条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第4条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。

なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第5条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

（受注者の責務）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

個人情報取扱特記仕様書

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返済等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

10 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

地 下 埋 設 物 調 書						(藤枝総合運動公園陸上競技場トラック改修工事)
埋設物	埋 設 状 況			確 認 者		(地下埋設物略図)
	縦 方 向	横 方 向	特 殊 個 所	市	管理者	
水道管		管理図を確認し調査すること。		久保田		
ガス管		管理図を確認し調査すること。		久保田		
大井川 広域水道 企業団		管理図を確認し調査すること。		久保田		
大井川土 地改良区		管理図を確認し調査すること。		久保田		
N T T ケーブル		管理図を確認し調査すること。		久保田		
中部電力 ケーブル		管理図を確認し調査すること。		久保田		
下水道管		管理図を確認し調査すること。		久保田		